

飯田市いじめ対応マニュアル

1 いじめに対する基本姿勢

いじめを「しない」「させない」「許さない」

2 いじめ対策における3つの柱

「未然防止」

家庭や地域と連携した他者を尊重する心の醸成や人権意識の向上、良好な人間関係づくりを心がけ、発生を防止する。

「早期発見・早期対応」

正確な情報収集、相談体制の充実を図り、早期の発見と的確な対応を行う。

「いじめ発生時の的確な対応」

いじめが発生した場合、全校を挙げて組織的に対応し、外部機関とも連携しながら解決を図る。

平成25年8月
(令和2年2月改定)
飯田市教育委員会

指導・助言の基本姿勢

- ① 最悪結果の防止
- ② 絶対に許されないことという認識
- ③ 人権侵害、違法行為としてのとりくみ
- ④ 被害児童生徒の保護を最優先
- ⑤ 心理的事実の傾聴・共感
- ⑥ 加害児童生徒への責任ある指導
- ⑦ 集団全体をとらえた指導
- ⑧ 学校全体で組織的に取り組む体制

事実関係把握の観点

- ① 被害の様態
- ② 被害の状況
- ③ 集団の構造(被害・加害・観衆・傍観)
- ④ いじめの動機、背景
- ⑤ 被害児童生徒の状況(心情面)
- ⑥ 加害児童生徒の状況(心情面)
- ⑦ 保護者、他教師の把握状況
- ⑧ 他の問題との関連

指導に当たっての留意事項

しなければならないこと

- 被害者の保護
- 被害者の心情の理解
- 家庭への連絡、謝罪、連携、協働体制

してはならないこと

- される側にも原因があるという予断
- いじめである、加害者であるとの決めつけ
- 事実関係があきらかにならないうちの個別指導
- 単純な説諭による指導
- 加害者が十分理解する以前の加害者と被害者を同席させてのグループ面談

関係機関連絡先

飯田市教育委員会事務局学校教育課	0265-22-4511 (内線 3717)
〃 教育相談室	0265-53-8730
飯田市子育て支援課	0265-22-4562
飯田児童相談所	0265-25-8300
〃 (夜間・休日専用)	0263-91-2410
飯田警察署 (夜間・休日対応可)	0265-22-0110
南信教育事務所飯田事務所	0265-53-0462
長野県地方法務局飯田支局	0265-22-0014
学校ネットパトロール (県教育委員会事務局心の支援課)	026-235-7450

いじめ対応の流れ

未然防止

- 人権意識の向上や思いやり心の醸成につながる教育や情報モラルに関わる教育を行う。
- コミュニケーション能力の育成。あいさつをする、声をかける、良いところを認める等、良好な人間関係づくりをする。また、児童生徒がお互いの考え方や性格、人間性を理解し、互いの多様性を尊重しあえるような取り組みを、学級の日常生活や授業の中で積極的に行う。
- スクールカウンセラー、相談員、相談機関等について、児童生徒や家庭へ周知する。また、いじめに対する学校の方針、発生時の対応等について伝え、理解を求める。
- クラスの約束事を明示する、スケジュールをわかりやすく表示する、授業に集中しやすいよう黒板の周囲に掲示物を貼らない等、ユニバーサルデザインを意識した教室環境づくりを行う。
- 保護者、地域と連携し、児童生徒が発するサインを感じ取る。

いじめ発生

早期発見

早期発見方法の例

- 行動観察や日記、生活記録等から情報を読み取る。
- 児童生徒、保護者、教職員、保護者、相談窓口等からの情報収集をこまめに行う。
- 県教委通知(平成18年11月15日通知)によるチェックシートを活用する。
- アンケート等による調査を行う。
- 一人で抱え込まない。気になる点があれば校長、教頭、生徒指導担当等へ連絡、報告、相談をする。

初動対応

校内いじめ対策委員会による対応

事実確認

- ① いじめを認知した教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校内のいじめ対策・対応のための組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ② 現状と対策を職員会議にて報告。共通認識のもと職員全員で対応する。

被害者への対応

- ① 担任、生徒指導担当、学年主任等により、児童生徒、教師、関係者等への聞き取り調査を行う。「同時」に「別室」で「二人以上同席」して行う。＊聞き取り調査においては情報管理、プライバシー保護に細心の注意を払う。
- ② 情報のくいちがいを照合し、調書を作成する。
- ③ 校長、教頭へ報告し、職員間で情報を共有する。
- ④ 校長は市教委へ第一報を報告する。その後、随時経過を報告する。

加害者への対応

- 被害者への謝罪の姿勢を示し、親身の対応と心理的なケアを行う。
- ① 被害者の安全を確保し、学校全体で守り抜くことを伝え、信頼を得られるよう努める。
 - ② 被害者に対して否定的な表現は絶対にしない。心情の理解に努め、保護を行う。
 - ③ 家庭訪問等を行い、いじめの発生について謝罪する。また、現状を報告し、今後の対応を伝え、協力を求める。

ネット等のいじめへの対応

- いじめは重大な人権侵害、違法行為であり、許されない行為であることを指導する。
- ① 事実関係を確認し、自分の行為の重大さに気づかせる。その際、人格否定、非難、多人数の前での叱責など、人権侵害にあたる行為はしない。
 - ② いじめの事実及び指導をしたこと、今後の対応について保護者に伝える。非難することはせず、児童生徒が自分の非に気づき成長できるよう支援していくことを伝え、協力を要請する。
 - ③ いじめの具体的事実に応じて、謝罪させる。動機や背景の把握を行い、改善指導につなげる。

- ① 書き込み内容を確認し、画面の印刷、撮影等により内容を保存する。管理者、プロバイダー等へ削除依頼をする。書き込んだ者が特定されている場合は、本人に削除させる。対応方法がわからない場合はセーフティネット総合研究所や県教委のネットパトロールに相談する。
- ② 削除されない場合は、法務局へ業者への指導を要請する。
- ③ 個人情報流出の場合もあるため、状況に応じて、警察・関係機関へ相談する。

その後の対応

被害者への対応

- ① スクールカウンセラー等による心理的なケアを行い、人間関係の修復を行う。
- ② 解決したと安易に判断せず、いじめ解消の目安とされる3ヶ月は経過を見守り、担任による声かけをはじめ、被害者がいつでも相談できる体制を確保する。
- ③ 経過報告や家庭での状況の確認等、保護者への連絡を密に行う。

加害者への対応

- ① 加害者が反省し、自らの力で解決する方法を考え、行動できるよう支援する。
- ② いじめが犯罪行為と認められる場合は、警察・関係機関と連携し対応する。
- ③ 保護者と定期的に連絡をとり、状況を報告したり、家庭での様子を聞いたりし、再発防止につなげる。

観衆、傍観者への対応

- はやし立てたり傍観したりすることは、いじめと同様許されない行為であることを認識させる。
- ① はやし立てる行為は、いじめへの加担であると認識させる。
 - ② 傍観者には、いじめは他人事ではなく、自分の問題であることを理解させる。

PTAへの協力要請情報の公開

- 状況に応じて保護者への報告を行う。
- ① 対策委員会にて発生の実態、学校の対応、今後の方針をまとめ、校長がPTA役員へ報告する。
 - ② 校長の指示により通知や保護者連絡会等にて報告する。
 - 事実関係と今後の対応のみ報告し、関係者の人格否定につながることをしないよう注意する。
 - いじめについての理解と再発防止へ協力を要請する。
 - ③ マスコミ等外部への対応は校長の指示のもとに行う。

再発防止

- ① 学級担任による経過報告書等により、職員全員が情報を共有する。
- ② 現状を把握し、いじめが再発しない学校・学級づくりを行う。
 - いじめ問題に関する人権教育・道徳教育・情報教育を行う。
 - 学校全体で、いじめを「しない」「させない」「許さない」の基本姿勢のもと、自分たちの問題として取り組ませる。